

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市高齢者及び障害者向け住宅整備助成事業補助金
補助の区分	扶助的補助
補助の概要	高齢者又は障がい者のいる世帯の住環境を整備することを目的に、高齢者等の身体状況に適したものに改善等を行う際に要する経費を補助する。
補助事業者	要支援、要介護認定者又は障害者手帳1級、2級の交付を受けている者又は療育手帳Aの交付を受けている者
補助対象経費	(1)居室及び廊下等(2)トイレ (3)浴室 (4)玄関 (5)段差解消機等の設置 (6)ホームエレベーターの設置 等
類似補助の有無	有
	○同種の補助金の統合検討 介護保険（居宅介護住宅改修費及び居宅支援住宅改修費の支給） 重度心身障害者日常生活用具給付等事業（住宅改修補費給付）
補助金額（定額、上限、下限等）	補助基準額に補助率を乗じた額（基準額を下回る場合その金額） 補助基準額：高齢者 30万円 障害者 50万円（重度身体障害者日常生活用具給付） 補助率：生活保護世帯10/10, 所得税非課税世帯3/4, 所得税課税世帯1/2
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	補助基準額に対し、生活保護世帯10/10, 所得税非課税世帯3/4, 所得税課税世帯1/2
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	B 数値化不可
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 高齢者や障がい者が住みなれた住宅で安心して自立した生活を送り、介護者の負担を軽減することが目的であり、申請に基づく補助であるため目標は数値化できない。
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和8年9月30日
補助終期	令和9年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 介護保険冊子への掲載
事業担当	（担当部署） 高齢福祉課
	（電話番号） 0259-63-3790